

墨田区道における移動等円滑化の基準に関する条例概要

1 趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な区道の構造に関する基準を定める。

2 歩道に関する基準

自転車歩行者道を設ける道路を除き、区道には歩道を設けるものとし、その幅員、舗装、勾配、車道等との分離、車道等に対する高さ等に関する基準を定める。

3 立体横断施設に関する基準

移動等円滑化に適した構造を有する立体横断施設には、エレベーターを設けるものとし、そのエレベーターの構造及びエレベーターに代えて設けることができる傾斜路の構造に関する基準を定めるとともに、必要がある場合において立体横断施設に設置するエスカレーターの構造並びに立体横断施設の通路及び階段の構造に関する基準を定める。

4 乗合自動車停留所に関する基準

乗合自動車の停留所を設ける歩道等の車道等に対する高さは、15cmを標準とするとともに、停留所にはベンチ及びその上屋を設けるものとする。

5 自動車駐車場に関する基準

道路の附属物としての自動車駐車場には障害者用駐車施設を設けるものとし、その駐車台数、構造等に関する基準を定めるとともに、障害者の円滑な利用のための障害者用駐車施設の設置、出入口、通路、エレベーター等の構造に関する基準を定める。

6 移動等円滑化のために必要なその他の施設に関する基準

交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、官公庁施設、福祉施設、エレベーター等の案内標識を設けるものとする。

歩道等、立体横断施設の通路等には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとし、その色は、黄色等当該ブロック部分を容易に識別することができるものとする。

歩道等には、ベンチ及びその上屋を適当な間隔で設けるものとする。

歩道等、立体横断施設等における照明施設の設置基準を定める。

7 施行期日等

本年4月1日

市街化の状況、地形の形状その他の特別の理由によりこの条例に定める基準により難しい場合における歩道の設置、有効幅員等に関する経過措置について定める。

